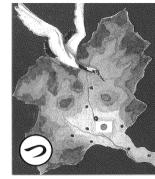




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月20日(火) 第10061号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(住宅政策課)	2
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	13
落 札	
○落札者等の決定(がんセンター)	13

■規則

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十日

群馬県規則第五十三号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県知事 山本 一太

群馬県営住宅管理条例施行規則(昭和三十五年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年群馬県条例第七十三号。以下「番号条例」という。)第三条第二項若しくは第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。))を利用して行うこと(以下「番号法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けること」という。))が、当該内容が記載された書類の添付を要しない。

ただし、知事が番号条例第三條第二項若しくは第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合、又は番号法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、当該内容が記載された書類の添付を要しない。

ただし、知事が番号条例第三條第二項若しくは第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合、又は番号法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、当該内容が記載された書類の提出を要しない。

第七條第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合、若しくは番号法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、当該内容が記載された書類の提出を要しないに改める。

第十四條第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が番号条例第三條第二項若しくは第三項の規定により当該住民票の写しと同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合、又は番号法第二十二條第一項の規定により当該住民票の写しと同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、当該住民票の写しの添付を要しない。

第二十一條第一項各号列記以外の部分、第二十三條第一項各号列記以外の部分、第

二十五條第一項各号列記以外の部分及び第二十七條各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が番号条例第三條第二項若しくは第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合、又は番号法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、当該内容が記載された書類の添付を要しない。

第二十七條第一号及び第二号中「次条第一項」を「第二十五條第一項」に改める。
第二十八條中「を知事」を「に次に掲げる書類を添付して知事」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、知事が番号条例第三條第二項若しくは第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合、又は番号法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、当該内容が記載された書類の添付を要しない。

一 入居者及びその者と現に同居している者の住民票の写し

二 その他知事が必要と認める書類

第二十九條中「所得証明書その他の収入を証する書類(以下「所得証明書」という。))」を「次に掲げる書類」に、「群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年群馬県条例第七十三号)」を「番号条例」に、「又は第三項の規定により、当該所得証明書」を「若しくは第三項の規定によりこれらの書類」に改め、「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第八項に規定する特定個人情報を用いる。以下同じ。))」を削り、「利用することができる場合」を「利用することができる場合」と改め、「(場合であつて、入居者が個人番号提供書(別記様式第三十一号の二)を提出した)を削り、「当該所得証明書類の」を「当該内容が記載された書類の」に、「省略することができる」を「要しない」に改め、同条に次の二号を加える。

一 所得証明書その他収入の額を証する書類

二 入居者又は同居者が条例第五條第一項第一号に掲げる場合に該当する旨を証する書類(同号イに掲げる場合に限る。)

第三十條第二項中「含む。」の下に「又は条例第三十五條第三項」を加え、「及び同条第五項の規定による認定の請求」を削り、「収入額再認定請求書兼異動届(別記様式第三十三号)」を「収入額等認定に対する意見申出書(別記様式第三十二号の二)」に、「知事が指示する書類」を「当該意見の理由を証する書類」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第二十二條第二項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定により申出があつた意見についてその理由がないと認めるとき、同条第三項」を「第二十二條第三項」に、「ついてその理由がないと認める」を「基づく認定をした」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 知事は、条例第二十二條第二項(同条第六項において準用する場合を含む。))若し

くは条例第三十五条第三項の規定により申出があつた意見若しくは条例第二十条第五項の規定による認定の請求についてその理由がないと認めるとき、又は条例第三十五条第三項後段の規定により同条第一項若しくは第二項の認定を更正したときは、その旨を当該入居者に通知するものとする。

第三十条第二項の次に次の一項を加える。

3 入居者は、条例第二十条第五項の規定による認定の請求をしようとするときは、収入額再認定請求書兼異動届(別記様式第三十三号)に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、知事が番号条例第三条第二項若しくは第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を要しない。

第三十一条第一項中「県営住宅家賃・敷金減免・徴収猶予申請書」を「県営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が番号条例第三条第二項若しくは第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を要しない。

第三十六条中「を知事」を「に当該変更又は異動の事実を証する書類を添付して知事」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が番号条例第三条第二項若しくは第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を要しない。

第四十三条第一項中「よらなければならない」を「当該申出の理由を証する書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が番号条例第三条第二項若しくは第三項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を要しない。

別記様式第二号中

氏名	生年月日	職業	年間収入額(円)

名称	希望する間取り、階数等
県営住宅	

氏名	生年月日	職業・勤務先
名称	希望する間取り・階数等	
県営住宅		

「添付書類 世帯全員の住民票の写し(続柄を省略していないもの)、契約書、入居者の印鑑証明書並びに入居者及び同居者の所得証明書及び身体障害者手帳等の写し」

「備考 群馬県県営住宅管理条施行規則第2条第3項ただし書に該当する場合は、添付書類のうち住民票の写し、所得証明書及び身体障害者手帳等の写しの添付は不要です。

添付書類 世帯全員の住民票の写し(続柄の記載されたもの)、契約書、入居者の印鑑証明書並びに入居者及び同居者の所得証明書及び身体障害者手帳等の写し」

改める。

別記様式第三号中

氏名	生年月日	職業	年間収入額(円)

名	称	現在の入居者名	
県営住宅	棟	号	

氏	名	生	年	月	日	職	業	・	勤	務	先
	名	称	現在の入居者名								
	県営住宅	棟	号								

「備考 申込書は、入居替えをする相手方と一緒に提出してください。契約書、添付書類 世帯全員の住民票の写し(続柄を省略していいもの)、契約書、入居者の印鑑証明書並びに入居者及び同居者の所得証明書及び身体障害者手帳等の写し」

「備考 申込書は、入居替えをする相手方と一緒に提出してください。契約書、添付書類 世帯全員の住民票の写し(続柄を省略していいもの)、契約書、入居者の印鑑証明書並びに入居者及び同居者の所得証明書及び身体障害者手帳等の写し」

「備考 1 申込書は、入居替えをする相手方と一緒に提出してください。契約書、添付書類 世帯全員の住民票の写し(続柄を省略していいもの)、契約書、入居者の印鑑証明書並びに入居者及び同居者の所得証明書及び身体障害者手帳等の写し」

「備考 2 群馬県県営住宅管理条施行規則第2条第3項ただし書に該当する場合は、添付書類のうち住民票の写し、所得証明書及び身体障害者手帳等の写しは不要です」

者手帳等の写し

㊦

「群馬県建設十ニカ申「添付書類 世帯全員の住民票の写し」

「備考 群馬県県営住宅管理条施行規則第14条第2項ただし書に該当する場合は、添付書類の添付は不要です」

添付書類 世帯全員の住民票の写し

㊦

「群馬県建設十ニカ申「添付書類 世帯全員の住民票の写し」

「備考 群馬県県営住宅管理条施行規則第21条第1項ただし書に該当する場合は、添付書類の添付は不要です」

添付書類 世帯全員の住民票の写し

㊦

「群馬県建設十ニカ申「群馬県県営住宅管理条施行規則第14条第1項及び」

「群馬県管理条施行規則」

㊦

「群馬県建設十ニカ申「及び群馬県県営住宅管理条施行規則第23条第1項」

「備考 入居者世帯全員の住民票、同居させようとする者の住民票の写し(続柄の記載されたもの)、戸籍謄本及び所得証明書

「備考 群馬県県営住宅管理条施行規則第23条第1項ただし書に該当する場合は、添付書類のうち住民票の写し、戸籍謄本及び所得証明書の添付は不要です」

添付書類 同居させようとする者の住民票の写し(続柄の記載されたもの)、戸籍謄本及び所得証明書

㊦

「群馬県建設十ニカ申及び」

「備考 ①死亡 ②離婚 ③その他 ()」

「備考 1 死亡 2 離婚 3 その他 ()」

続柄	生年月日	職業・勤務先	所得の種類	年間所得
申請者本人				

「注 入居者氏名欄には、実印を押印してください（入居者死亡の場合は、実印は、不要です。）」。
 「添付書類 入居者の印鑑証明書、申請者の世帯全員の収入を証明する書類、申請者の世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）、入居者の転出又は死亡の確認を証明する書類、都道府県民税及び市町村民税を滞納していないことを証明する書類並びに承継により単身となる者については単身入居者における居住状況申告書

【備考】
 1 入居者氏名欄には、実印を押印してください（入居者死亡の場合は、実印は不要です。）。
 2 群馬県県営住宅管理条例施行規則第25条第1項ただし書に該当する場合は、添付書類のうち所得証明書、住民票の写し及び戸籍謄本の添付は不要です。
 「添付書類 入居者の印鑑証明書、申請者の世帯全員の所得証明書、申請者の世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）、入居者の死亡又は退去の事実を証明する書類、都道府県民税及び市町村民税を滞納していないことを証明する書類並びに承継により単身となる者については単身入居者における居住状況申告書

※ 群馬県報第311号「群馬県県営住宅管理条例第17条及び」

県営住宅 棟 号室		
県営住宅 棟 号		
生年月日	職業	*年間収入額

希望する間取り、階数等

生 年 月 日	職 業 ・ 勤 務 先	

希望する間取り・階数等

「添付書類 世帯全員の住民票（続柄を省略していいもの）の写し及び退去者の住民票の除票の写し

【備考】 群馬県県営住宅管理条例施行規則第28条ただし書に該当する場合は、添付書類のうち住民票の写しの添付は不要です。
 「添付書類 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）及び退去者の住民票の除票の写し

※ 群馬県報第311号

入居者記入・訂正欄

別記様式第32号の2(規格A4)(第30条関係)

収入額等認定に対する意見申出書

年 月 日

群馬県知事 へ

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	
自宅電話番号	
携帯電話番号	

年 月 日付で通知のあった収入の額(収入超過者・高額所得者)の認定について、群馬県県営住宅管理条例第20条第2項(第35条第3項)の規定により、次のとおり意見を申し出ます。

意見 の 内 容 及 び 理 由	
---------------------------------------	--

添付書類 意見の理由を証する書類

別記様式第三十三号を次のように改める。

別記様式第33号（規格A4）（第30条、第36条関係）

収入額再認定請求書兼異動届

年 月 日

群馬県知事
 (市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

あて

住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	
自宅電話番号	
携帯電話番号	

1 異動届

次のとおり異動があったので、群馬県県営住宅管理条例施行規則第36条の規定により、届け出ます。

異動区分	(フリガナ) 該当者氏名	続柄	生年月日	異動発生日	変更後内容	
氏名変更				年 月 日		
退職・廃業等 勤務先変更				年 月 日		
勤務場所変更				年 月 日		
出生				年 月 日	/	
死亡				年 月 日	/	
転出	-----	-----	-----	年 月 日	扶養	有・無
				年 月 日		有・無
その他				年 月 日		

2 収入額再認定請求

次の理由により私の収入の額に変動が生じたので、群馬県県営住宅管理条例第20条第5項及び群馬県県営住宅管理条例施行規則第30条第3項の規定により、変動後の収入の額の認定を請求します。

変動の理由 (該当する番号を ○で囲んでくだ さい。)	1 退職、廃業、転職、転業、休職又は休業したため 2 出生により同居者が増加したため 3 同居者が死亡又は転出したため 4 障害者又は特別障害者に該当することとなったため 5 別居の扶養親族を有することとなり、その人数が増加したため
--------------------------------------	--

別記様式第三十回の中

「 年 月 日付けで求めのありました変動後の収入の額の認定について、群馬県営住宅管理条例第20条第6項で準用する同条第1項の規定及び群馬県営住宅管理条例施行規則第30条第3項の規定により、下記のとおり認定します。

記

「 あなたの世帯の収入を次のように認定しましたので、群馬県営住宅管理条例第20条第6項の規定において準用する同条第1項の規定及び群馬県営住宅管理条例施行規則第30条第4項の規定により通知します。

改

別記様式第三十五号を次のように改める。

別記様式第35号（規格A4）（第31条関係）

県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書

群馬県知事 あて

提出年月日	年 月 日
住所	
県営住宅の名称及び住宅番号	県営住宅 棟 号
入居者氏名	
電話番号	

次のとおり家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を受けたいので申請します。

申請の理由	1 認定された収入が著しく低額であるため 2 病気にかかり著しく生活が困難となったため 3 災害により著しい損害を受けたため 4 収入が年度の途中で失業等により著しく減少したため 5 その他（ ）			
減免（徴収猶予）希望期間	年 月から 年 月まで 月間			
入居者及び同居者の状況	氏名	続柄	生年月日	職業・勤務先
		本人		

備考

- 「申請の理由」欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。
- 群馬県県営住宅管理条例施行規則第31条第1項ただし書に該当する場合は、添付書類のうち所得証明書及び身体障害者手帳等の写しの添付は不要です。

添付書類 入居者及び同居者の所得証明書その他収入の額を証する書類及び申請の理由を証する書類

別記様式第三十八号中「第25条」を「第25条第3項ただし書」に、「未納家賃」を「未納家賃等」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の群馬県営住宅管理条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請等について適用し、同日前にされた申請等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県営住宅管理条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年12月20日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字岩田字鳶替2225-1	埼玉県春日部市藤塚1991番地1 ソレイユ・フローラ104 増田佑介
2	邑楽郡千代田町大字舞木字富士原759-8	邑楽郡千代田町大字新福寺255番地の6 高橋遼、高橋美奈
3	邑楽郡邑楽町大字中野字熊ノ谷戸2077-1、2078-1、2079-1	邑楽郡邑楽町大字中野4567番地 有限会社恩田 代表取締役 恩田文夫
4	邑楽郡邑楽町大字中野字熊ノ谷戸2080、2081	邑楽郡邑楽町大字中野4567番地 有限会社恩田 代表取締役 恩田文夫
5	佐波郡玉村町大字川井2040、字朝田968-4	佐波郡玉村町大字角淵4403番地5 グリーンヴィレッジ高橋C202 上原海慧

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年12月20日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 多目的デジタルX線TVシステム 一式（メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年11月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社六濤 群馬営業所 群馬県前橋市若宮町3-6-21
- 5 落札金額 49,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年9月30日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111